

## 第15 債権者代位権

### 1及び2 債権者代位権の要件（変更）

#### 民法第423条第1項

(1) 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

(2) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。

（改正前民法423条）

1 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

被代位権利として、債務者の一身専属権でないことは従前のとおりであることに加え、差押えを禁じられた債権ではないことも要件とされた。

そのため、必ずしも一身専属の権利ではなくとも差押えを禁止された権利（例えば民事執行法152条に規定する差押え禁止債権等）は、被代位権利とならない。

また、被保全債権として、強制執行によって実現できない権利（例えば自然債務や、不執行の合意のある債権）は対象とならない。

そして、裁判上の代位が廃止された。よって、期限が未到来の被保全債権によって、債務者の責任財産を保全するためには、民事保全手続きを取ることになる。

### 3 代位行使の範囲（新設）

#### 民法第423条の2

債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

判例を明文化したものであり、債権者は、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度でしか、これを行使できないものとしたものである。

### 4 直接の引渡し等（新設）

#### 民法第423条の3

債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

債権者は、債権者代位権を行使する場合において、当該権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができることを、明記したものである。

あくまで被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものにかぎられ、不動産その他登記登録によって権利の変動が公示される物における登記登録については認められない。この場合においては、当然のことながら、債務者の名義とするに止まることは、従前のとおりである。

また、被代位権利の目的物が金銭又は動産の引渡しの場合において、債権者から直

接自己に対してすることを求められてそれに従った相手方は、その債務を免れる点は、解釈上異論がないところであったから、これを明文化した。

## 5 相手方の抗弁（新設）

### 民法第423条の4

債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

債権者が債権者代位権により債務者に属する権利を行使したときに、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができることを明文で規定した。

## 6 債務者の取立てその他の処分の権限等（新設）

### 民法第423条の5

債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

今回の改正により、従来の判例とは異なり、債権者が債権者代位権により債務者に属する権利を行使した場合に、債務者は、当該権利について、自ら取立てその他の処分をすることは妨げられないし、相手方もまた、当該権利について、債務者に対して履行をして債務を免れることができることとした。

なお、債権者が債権者代位権を訴訟で行使したか、訴訟外で行使したかを区別していないことから、いずれの場合でも、債務者の処分権限に影響しないし、相手方も債務者に対する弁済その他の履行を禁止されない。

債権者が、債権者に処分権限を失わせ、また相手方に対して債務者に対する弁済その他の履行を禁止させることを望むのであれば、仮差押等の手続きを要することになる。

## 7 訴えによる債権者代位権の行使（新設）

### 民法第423条の6

債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

## 8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権の行使（新設）

### 民法第423条の7

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、譲渡人に属する当該権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。

本条では、登記及び登録手続に広く転用型の債権者代位権が利用されている現状に鑑み、その要件を定めた。

ただ、本条の要件に該当しなければ、転用型の債権者代位権を否定する趣旨ではない。例えば、登記登録ではないものの、相手方が有する債権を債務者が譲り受け、かつその権利を債権者が譲り受けた場合において、債権者が債務者に代位して相手方に債権譲渡の対抗要件を踏むべきことを訴求する（代位行使ではない）ことが認められることは、これまでと変わりがない。

つまり、本条に規定する以外に転用型の債権者代位権が認められるかどうかを、解釈に委ねる趣旨である。